二　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

別表を別表第二とし、附則の次に別表第一として次の一表を加える。

別表第一

	第一欄	第二欄	第三欄
一	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この表において「法」という。）第四十一条第一項	租税特別措置法施行規則（以下この表において「規則」という。）第十八条の二十一第十五項の証明の申請	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下この表において「令」という。）第二十六条第二十五項第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
			令第二十六条第二十五項第二号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第二十五項第三号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第二十五項第四号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第二十五項第五号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第二十五項第六号に規定する修繕又は模様替
二	法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項	規則第十八条の二十一の三の二第一項の証明の申請	令第二十六条の四第四項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の四第七項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の四第八項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の四第九項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の四第十九項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
三	法第四十一条の十九又は第四十一条の十一の三第一項から第六項までの証明の申請	規則第十九条の十一の三第一項から第八項までの証明の申請	令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第十五項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第十七項又は第十九項に規定する設備の取替え又は取付け
			令第二十六条の二十八の五第二十一項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する増築、改築、修繕又は模様替

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋（当該増改築等をした部分に限る。）、同法第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該住宅の増改築等をした部分に限る。）又は同法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する一般断熱改修工事等若しくは同条第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（当該高齢者等居住改修工事等、当該一般断熱改修工事等又は当該多世帯同居改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に、これらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の四第九項及び第二十六条の二十八の五第二十二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第26条の4第9項及び第26条の28の5第22項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　長期使用構造等基準　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成12年国土交通省告示第209号）をいう。

二　軸組等　軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。）をいう。

三　通気構造等　通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）をいう。

四　認定長期優良住宅建築等計画　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。

五　主要接合部等　設備機器と専用配管との接合部、専用配管のバルブ及びヘッダー、専用配管と共用配管との接合部並びに共用配管のバルブをいう。

2　租税特別措置法施行令第26条の4第9項及び第26条の28の5第22項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる工事にあっては木造又は鉄骨造の住宅について行う工事に、第3号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる工事にあっては木造の住宅について行う工事に限る。）とする。

一　小屋裏（屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められるものを除く。以下この号及び別表1において同じ。）の換気性を高める工事（施工後に新たに別表1に掲げる基準のいずれかに適合することとなるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事

ロ　軒裏に換気口を取り付ける工事

ハ　小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事